

Supported by
日本財団
THE NIPPON
FOUNDATION

育ちの
みちを
ともに

養育里親になるために



特定非営利活動法人
chieds(チーズ)



特定非営利活動法人
chieds(チーズ)

特定非営利活動法人 **chieds**(チーズ)

TEL : 097-585-5400 MAIL : info@chieds.or.jp
〒870-0848 大分県大分市賀来北 2 丁目 11-1

ホームページはこちら >> <https://chieds.or.jp>



育ちのみちをともに

地域に根ざす家庭で子どもが生まれ、その子どもらしく育つ…。そんな日常が、さまざまな事情により奪われている子どもたちが、今の日本にそして大分県にはたくさんいます。

chields(チーズ)は、その子どもたちが「家庭」とおして地域で育まれる機会を増やすため、また養育里親の充実をはかるため「育ちのみちをともに」歩んでくださる養育里親になっていただける方を求めています。

社会の現状

実の親だけでなく、地域社会全体で子どもを育てることが大切です。さまざまな事情で実の親のもとで育つ機会を得られない子どもたちの育ての多くを、これまで乳児院や児童養護施設の皆さんが担ってこられました。これからは、養育里親制度をとおして文字通り“地域の子どもの地域で育む”ことが求められています。

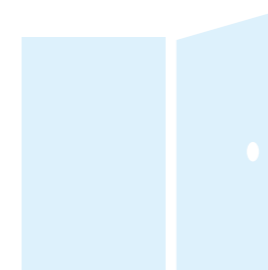
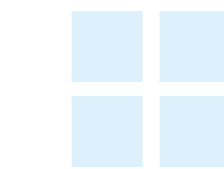


私たちのビジョン

chields(チーズ)は、子ども中心の「養育里親」を推進することを目的に活動する特定非営利活動法人です。大分県よりフォスタリング(里親包括養育支援)機関の指定を受け活動をしています。

chields(チーズ)は、社会的養護の中にいる子どもたちの現在と将来の利益につながる里親支援を大分県でめざしています。

そのために、児童相談所の皆さま、地域の「養育里親」の皆さま、そして児童福祉施設をはじめとする専門職の皆さまに信頼される組織となれるよう、常に務めています。



子どもたちに
家庭で育つ
チャンスを



「養育里親」とは

大分県には、さまざまな理由から自分が生まれた家庭で暮らすことのできない子どもたち(0歳～18歳未満)がおよそ500名います。こうした子どもたちは乳児院や児童養護施設、養育里親家庭などで暮らしています。

このように社会が公的責任を負い、子どもたちに最善の利益を目標に彼らを養育することを「社会的養護」と言います。「養育里親」はこのような子どもが家庭生活の中で適切な養育と愛情を受けながら育つことを目的とした制度です。

養育里親になるということは、過去を共有していない子どもをご自身の家庭に迎え入れ、その子どもが成長する日々を共に経験できるとも意義深いことです。同時に、子どもを受け入れることで、毎日の生活に変化も生まれます。食事のメニューや時間の使い方、休日の過ごし方が変わるだけでなく、これまで関わることの無かった関係機関や里親仲間と積極的につながりをつくるなど、人間関係にも変化が生まれます。そのような変化、特に子どもの成長という大切な変化を、児童相談所を中心とした関係機関と共に積み重ねてくださる養育里親を、大分県は必要としています。



大分県で一時的に
実親から離れて生活する子どもの数

約500人

大分県で「養育里親」として
登録している家庭

約180世帯



Q1

「養育里親」と「養子縁組」はどう違うのですか？

A.「養育里親」は、さまざまな事情で家庭を離れて暮らさなければならない子どもたちを、一定期間、あるいは子どもが社会的に自立できるようになるまで家庭の一員として迎え入れ、深い愛情をもって育ててくださる方のことをいいます。実親に親権があることも多く、「養育里親」と子どもとの法的な親子関係は発生しません。

また、子どもたちはいずれ実親家庭へ戻ることが基本であり、「養育里親」のもとで暮らしながら実親との交流を続けていくこともあります。

一方、「養子縁組里親」は法的に子どもとの親子関係を作り、子どもを育てていく方のことをいいます。

「養子縁組」には法的に親子関係があり、
「養育里親」にはありません。



Q2

子どもたちは、どのような理由から
社会的養護を必要とするのですか？

A.虐待やネグレクト、親の病気や金銭的な問題などさまざまな理由があります。社会的養護のもとで暮らす子どもたちは、親との別れをはじめとするさまざまな喪失体験をしてきています。彼らのほとんどが傷ついています。

しかし、そうした気持ちを必ずしも言葉で表せるとは限らず、かわりにさまざまな行動(かんしゃくや甘え、大人を信頼できないなど)を通して私たちに訴えかけてくることがあります。過去の辛い体験というのは、子どもたちの行動や発達に大きな影響を与えるのです。

虐待や親の病気、金銭的問題など
理由もさまざまです。



Q3

私も「養育里親」になれますか？

A.子どもたちが一人ひとり異なるように、「養育里親」もさまざまな光る個性を持っています。大切なことは、子どもたちに安全で安心できる環境をつくれることや、彼らのことを中心に考えながらさまざまなサポートを提供できることです。

「養育里親」による養育には強い覚悟と忍耐や、子どもたちの人生にポジティブな変化をもたらしたいと思う真剣な気持ちが必要です。子どもたちの成長を手助けできることは素晴らしいことです。しかし、「養育里親」になると決める前に十分な時間をかけて、いろいろなことを検討することが重要です。

子どもたちを思う真剣な気持ちは何よりも大切です。



Q4

受入れにかかる費用について教えてください。

A.「養育里親」には、子どもに必要な生活費や手当が支給されます。手当では子ども一人につき、90,000円が支給されます。その他にも、子どもにかかる一般生活費や教育費が支給されます。医療費も「養育里親」が負担することはありません。

手当は、子ども一人あたり90,000円が支給されます。



養育里親のおもな要件とは

- ・心身ともに子供の養育が可能な状態であること。
- ・子供の養育についての理解と熱意を持ち、子どもに対して豊かな愛情を持っていること。
- ・経済的に困窮していないこと。
- ・既定の研修を修了すること。
- ・里親希望者及び同居人が欠格事由に該当しないこと

欠格事由：成年被後見人または被保佐人、禁固以上の刑を受けたもの、過去に児童虐待を行った者など。

※最終的には「子どもを安定して養育することができる環境である」という視点で、県の児童福祉審議会にて総合的に判断されます。

～大分県 HP「里親募集チラシ」より抜粋～

「養育里親」になるためには

「養育里親」になることは、どなたにでも考えていただくことができます。問い合わせをくださったところから登録まで、chieldsのソーシャルワーカーがステップ毎に「養育里親」になることを一緒に考え確認をしながら歩みます。

chieldsのリクルート活動

子どもの多様なニーズに応えるための里親家庭が必要です。家庭の強みを子どものニーズに応えるために確認していくことを、私たちのリクルート活動では重要視しています。



STEP
6

6 家庭訪問(児童相談所)

養育里親にとって重要なパートナーである児童相談所の職員が皆さまのご家庭を訪問します。子どもの安全と福祉を保障する重要な機関としての視点から、皆さまのご家庭の状況等についてお聞きします。



STEP
7

7 大分県社会福祉審議会

面接、研修、実習、家庭訪問を通して集められた、あなたについての情報をふまえ、「養育里親」登録可能かどうかの審議が行われます。



STEP
1

1 お問い合わせ・相談

まずはchieldsまで電話やメールなどでお問い合わせください。



STEP
2

2 訪問・ガイダンス

里親になることを希望される皆さまの疑問にお答えすると同時に、里親制度やchieldsのことも知っていただく機会です。また、皆さまの里親になることについてのお気持ちや、家族のことなどをお聞かせください。



STEP
3

3 認定前研修

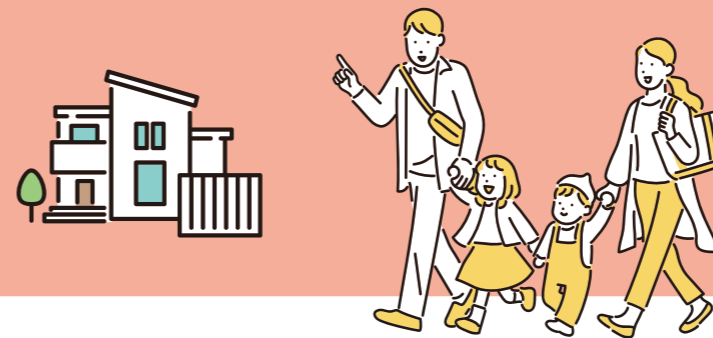
少人数での参加型による、里親登録に必要な「認定前研修」をchieldsのソーシャルワーカーと共に学びます。



STEP
4

4 実習(乳児院・児童養護施設)

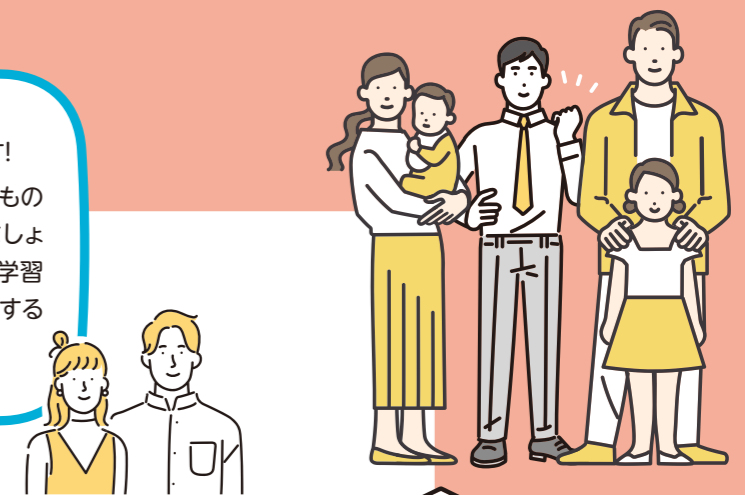
実際に施設で子どもたちの生活の中に入って実習をしていただけます。研修とは違った実践を通じた学びの機会です。



STEP
8

8 登録 おめでとうございます!

これであなたも「養育里親」です。子どもの委託の話が来るのを焦らずに待ちましょう。また、登録後も引き続き積極的に学習を続け、「養育里親」のスキルをアップするようにしましょう。





特定非営利活動法人
chields(チーズ)

特定非営利活動法人 **chields**(チーズ)
TEL : 097-585-5400 MAIL : info@chields.or.jp
〒870-0848 大分県大分市賀来北 2 丁目 11-1
ホームページはこちら >> <https://chields.or.jp>



特定非営利活動法人
chields(チーズ)



A





 子どもたちに
 家庭で育つ
 チャンスを

B





 子どもたちに
 家庭で育つ
 チャンスを

C



子どもたちに
 家庭で育つ
 チャンスを

D



子どもたちに
 家庭で育つ
 チャンスを

